

本協議会におけるK P Iについて

○ 本協議会で設定するK P I は、以下のものとする。

(待機児童対策に関するK P I (令和6年度))

- 1 K P I
待機児童発生市町村の解消
- 2 検証時期
令和7年度

(保育人材の確保に関するK P I (令和6年度))

- 1 K P I
養成校における県内保育所等就職率を令和5年度より向上させる。
- 2 検証時期
令和7年度